

だい しょう 第9章

しょうねんひこう はんざいひがい 少年非行と犯罪被害

[しょうねんひこう ひがいぼうしりょう しょうねん としばん みひら 少年非行・被害防止資料「少年からのシグナル」\(2021年版\) 見開き \(npa.go.jp\)](http://npa.go.jp)

I. しょうねんひこう はんざいひがい じょうせい I. 少年非行と犯罪被害の情勢

1. しょうねん ひこう 1. 少年の非行

2. しょうねん やくぶつ 2. 少年の薬物

3. とくしゅ さぎ かたん しょうねん 3. 特殊詐欺に加担する少年

4. じどうぎやくたい 4. 児童虐待

5. しょうねん と ま ゆうがいかんきょう 5. 少年を取り巻く有害環境

【コラム①】 インターネットの利用に係る被害から子供を守るための対策

6. こども せいひがい 6. 子供の性被害

【コラム②】 児童が自らを撮影した画像に伴う被害

II しょうねん ひこう ぼうし はんざいひがい まも とりくみ II 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. けいさつ たいせいおよ かんけいきかん れんけい 1. 警察の体制及び関係機関との連携

【コラム③】 学校におけるいじめ問題への的確な対応

2. けいさつ おも とりくみ 2. 警察における主な取組

● さんこう しょうねんじけんてつづき なが がいよう ● 参考 少年事件手続の流れ (概要)

● ぜんこく うらびょうし ● 全国のヤングテレホンコーナー裏表紙

少年からのシグナル

2021警視庁

警察では、少年や保護者等から、非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

ヤングテレホンコーナー 都道府県別少年相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

匿名通報ダイヤル

少年福祉犯罪や児童虐待事案、薬物事犯や特殊詐欺に関する情報は「匿名通報ダイヤル（警視庁の委託を受けた民間団体が受理）でも通報を受け付けています。

匿名通報フリーコール（9:30～18:15月～金）

ウェブ匿名通報（24時間オンライン受付）



0120-924-839



WWW.tokumei24.jp



I. 少年非行と犯罪被害の情勢

① 少年の非行

1. 非行少年

刑法犯少年の検挙人員は平成16年以降17年連続で減少しており、令和2年中は1万7,466人と、平成23年の4分の1以下にまで減少しています。総検挙人員の約5割を占める。

窃盗犯の減少が全体の数値を引き下げており、特に、窃盗犯の人員に占める割合の大きい

万引き、自転車盗の減少傾向が続いています。人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙

人員）も、令和2年は2.6人と減少傾向にありますが、依然として成人（1.6人）と比べ高い

水準にあります。刑法犯少年の再犯者率も依然として3割を超えており、少年同士の

共犯率も成人同士の共犯率の2倍以上となっています。

2. 不良行為少年

令和2年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は33万3,182人で、前年に比べ11.1%減少しました。2022年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されますが、喫煙と飲酒を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

② 特殊詐欺に加担する少年

令和2年中に特殊詐欺で検挙された少年は491人と、前年と比べ減少しましたが、総検挙人員に占める少年の割合は18.7%であり、約5人に1人が少年です。また、検挙された少年のうち、約8割が「受け子」と呼ばれるだまし取った現金等の受取役であり、遊興費欲しさに安易に犯行に加担してしまう例が後を絶ちません。

③ 少年の薬物乱用

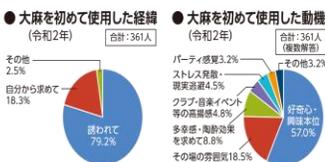
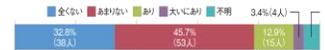
大麻や覚醒剤等の薬物乱用は少年にまで広がっています。特に大麻事犯で検挙された少年は平成26年以降増え続け、令和2年は前年を大幅に上回り、過去最多を更新するなど、乱用の拡大が深刻化しています。

大麻の所持や売買等は法律で厳しく規制されていますが、インターネット上や友人・知人からの「身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報をうのみにして、好奇心やその場の雰囲気や安易に乱用するなどの例が後を絶ちません。



| 罰則（大麻取締法） | |
|-----------|---|
| 所持・譲渡・譲受 | 単純：5年以下の懲役（懲罰目的：7年以下の懲役） 情状により200万円以下の罰金を併科 |
| 栽培・輸出・輸入 | 単純：7年以下の懲役（懲罰目的：10年以下の懲役） 情状により300万円以下の罰金を併科 |

大麻を乱用すると、幻覚作用や記憶への影響、学習能力の低下等、心身に深刻な影響を与えることに加えて、繰り返し使用することで、さらに使用を重ねていく「薬物依存」を引き起こします。そうすると、自分の意志ではやめることができなくなり、身体と精神を破壊してしまいます。



※大麻に対する危険（有害）性の認識については、令和2年の調査結果が公表された時点であり、大麻を初めて使用する年齢、性別については令和2年の調査結果が公表された時点であり、調査結果が公表された時点での調査結果である。

コラム①：大麻乱用対策

もしも、あなたが大麻に誘われたら…。
断ったら友達から嫌われる？逆らえない相手だったら？
いざという時の対応方法を覚えて、きっちり断る練習をしておきましょう。

A 友達に誘われたら

A・B・C それぞれの状況において誘いを断る！

B 断りにくい先輩に誘われたら

興味ないわ！

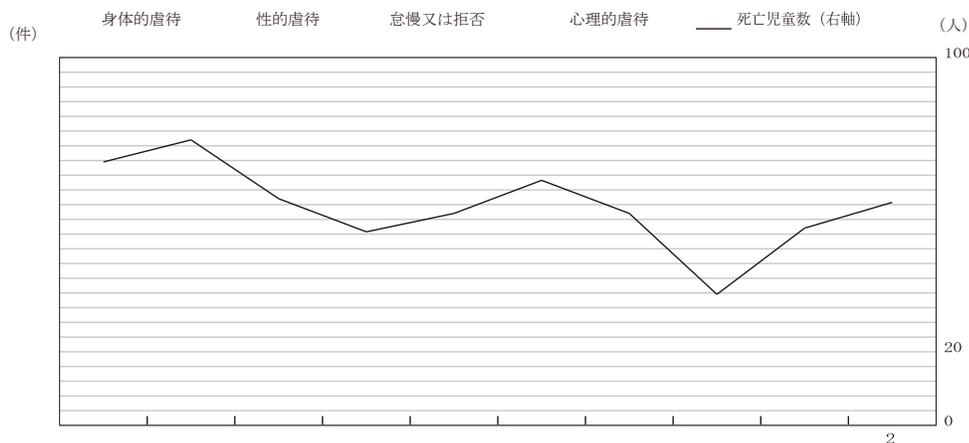
C ネットで知り合った人に

大麻を友達で誘われてる？

④ 児童虐待

令和2年中の児童虐待事件の検挙件数は2,133件、検挙人員は2,182人と、統計をとり始めた平成11年以降、過去最多となっています。また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、令和2年中は過去最多の10万6,991人となっており、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にあります。

児童虐待の類型と推移



⑤ 少年を取り巻く有害環境

1. インターネット上の違法・有害情報

近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢児童にもインターネットの利用が広まり、令和2年度に内閣府が行った調査によると10歳未満の児童の64.0%がインターネットを利用しているとされています。

インターネット上には、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むもの等、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、近年、スマートフォン等から SNS を利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が多発しており、言葉巧みに誘導されて、誘拐などの極めて重大な事案に発展するケースもあります。

SNS へのアクセス手段は、スマートフォンが93.5%を占める一方で、犯罪被害防止に有効な手段であるフィルタリングは、85.5%の児童が被害時に利用していませんでした。こうした状況を踏まえ、平成30年2月に、「青少年インターネット環境整備法」が改正され、携帯電話販売店等のフィルタリングに係る説明義務等が新設されるなどしました。

警察では関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング等の普及促進のための要請等の取組を推進しています。

2. 「JKビジネス」問題

「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性犯罪等の被害に遭う問題が発生していることから、警察では、これら営業の実態把握に努めるとともに、同営業において稼働している女子高校生等に対する指導・助言や経営者等の違法行為に対する取締り等を推進しています。

コラム：インターネットの利用に係る被害から子供を守るための対策

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 氏名等個人を特定される情報を書き込まない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 男女関係なく、下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。

⑥ 子供の性被害

SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージ

児童の性被害を誘引していると思われる者に向けたメッセージ 児童と思われる者に向けたメッセージ



@●● syounen ●月●日こち
らは●●警察少年課です。

児童買春や児童ポルノの製造等の子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。



@●● syounen ●月●日こちら
は●●警察少年課です。この書き込みは児童買春などの被害につながるおそれがあります。

また、見ず知らずの相手と会うことは誘拐や殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

1. 児童買春事犯等

児童買春等は、子供の心身に有害な影響を与え、その権利を著しく侵害する悪質な犯罪です。

警察では、児童買春を始めとする子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進しています。

2. 児童ポルノ事犯

児童ポルノは、児童の性被害・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものです。児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。

警察では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」により、児童ポルノの製造や提供はもちろん自己の性的好奇心を満たす目的による所持等について積極的な取締りを行っています。

被害児童の学職別では、高校生が45.3%、中学生が35.2%、小学生以下の者が16.0%を占めています。

II 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

① 警察の体制及び関係機関との連携

・少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

少年サポートチーム

問題を抱える少年について個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言等を行っています。

警察と学校等との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」が運用されています。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換等を行っています。

スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア（少年補導員、少年警察協助手員、少年指導委員）を委嘱しており、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、修学支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。

② 警察における主な取組

- 少年相談
- 街頭補導
- 継続補導

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

被害少年への支援

非行防止教室等の開催

広報啓発活動、情報発信

しょうねんじけんてつづきなががいよう
少年事件手続きの流れ(概要)

